ウ　我が国周辺国等との間の資源管理の推進

我が国の周辺水域における資源管理と我が国漁船の操業機会の確保については、周辺諸国等との連携・協力を強化し、国別の適切な漁獲割当量・許可隻数などの保存管理措置や操業ルールの適切な設定等を進めることにより、その遵守を更に徹底するとともに、違法操業対策の一層の強化を図る。また、日韓暫定水域や日中暫定措置水域のように共同で資源管理することとされている水域等については、それぞれの状況を踏まえつつ、漁業共同委員会などの場での協議を通じ、ルールづくりを含め、資源管理を強化する。

エ　捕鯨政策の推進

鯨類資源については、科学的根拠に基づく生物資源全般の持続的な利用を促進するという観点から商業捕鯨の早期再開を目指すため、国際捕鯨委員会の在り方に関する議論を関係国と進めるとともに、鯨類科学調査を確実に実施する。また、我が国の立場に対する理解の拡大に引き続き取り組む。

オ　海外漁業協力等の推進

上記の項目を実現するため、海外漁業協力の活用を図ることとし、海洋生物資源の持続的利用の原則を共有する国や我が国漁船の漁場を有する国を対象とするとともに、相手国のニーズの変化を的確に反映させ人的関係の深化を図る。

⑺　漁場環境の保全と生態系の維持

海洋生態系を維持しつつ、持続的な漁業を行うため、以下の施策を戦略的に推進することが重要である。

ア　藻場・干潟等の保全・創造

豊かな生態系を育む機能を有し、水産資源の増殖に大きな役割を果たしている藻場・干潟の実効性のある効率的な保全・創造を推進するため、各海域における藻場・干潟の衰退要因を的確に把握し、地方公共団体が実施する藻場・干潟の造成等のハード対策と、漁業者・地域住民等が実施する保全活動等のソフト施策を一体とした広域的対策を推進する。

また、藻場・干潟・サンゴ礁の保全・創造技術の開発を推進する。

イ　生物多様性に配慮した漁業の推進

海洋の生態系を維持しつつ、持続的な漁業を行うため、各地域漁業管理機関において、サメ類の資源状況及び漁獲状況の把握や、完全利用の推進及び保存管理の推進を行う。また、はえ縄漁業に対する海域ごとの実態を踏まえた海鳥混獲回避措置の評価及び改善を行うほか、定置網漁業及びはえ縄漁業におけるウミガメの混獲の実態把握及び回避技術の開発・普及に努める。

ウ　有害生物や赤潮等による漁業被害防止対策の推進

トド、ヨーロッパザラボヤ、大型クラゲ等の有害生物による漁業被害防止対策については、国と地方公共団体との役割分担を踏まえ、効果的かつ効率的に推進していく。このため、従来の被害対策や各種対策の基礎となる調査を継続しつつ、本対策の効率性を高める手法の開発・実証に取り組む。

赤潮・貧酸素水塊による漁業被害防止・軽減対策のためには、迅速な赤潮等の情報の提供が肝要である。簡易、安価かつリアルタイムに赤潮・貧酸素水塊の発生を把握するため、人工衛星及び自動観測機器を活用し、関係研究機関等による広域的なモニタリング技術の開発と動向予測を推進する。また、赤潮を直接消滅させる技術及び回避漁具等の手法を確立する。

また、赤潮等への対策と並行して、栄養塩と漁場生産力の関係を科学的に調査し、海域の漁業・養殖業の状況を踏まえた適切な栄養塩（水質）の管理に関する検討等を含め、漁場の生産力（特に二枚貝・小型魚類・ノリ等）を回復・維持していくことについて必要な調査を推進する。

エ　産卵場の保護や資源回復手段としての海洋保護区の積極的活用

海洋保護区は漁業資源の持続的利用に資する管理措置の一つであり、漁業者の自主的な共同管理によって、生物多様性を保存しながら、資源を持続的に利用していくような海域も効果的な保護区となりうるという基本認識の下、海洋保護区の必要性の浸透を図りつつ、海洋保護区の適切な設定と管理の充実を推進する。

オ　気候変動の影響への適応

海洋環境調査を活用し、海洋環境の変動が水産資源に与える影響の把握に努めることにより、漁場予測や⑷の資源評価の高精度化を図る。さらに、これらの結果を踏まえ、環境の変化に対応した順応的な漁業生産活動を可能とする施策を推進する。

3　持続可能な漁業・養殖業の確立

⑴　総論

漁船の高船齢化による生産性等の低下や、メンテナンス経費の増大に加え、居住環境等が問題となっており、高性能化、大型化による居住環境の改善や安全性の向上等が必要となっている。造船事業者の供給能力が限られている現状も踏まえ、今後、高船齢船の代船を計画的に進めていく必要がある。そのため、漁業者団体が代船のための長期的な計画を示すとともに、国としても、このような計画の円滑な実施と国際競争力の強化の観点から、必要な支援を行う。

具体的な職場環境の改善の一つとして、高速インターネットや大容量データ通信等が利用可能となり、船舶の居住環境の改善に資する高速通信の整備状況について、関係府省等が連携して、情報交換を行い、高速通信の効率的な普及に向けた検討を行う。

また、生産性の向上による果実を労働条件の改善に活用し、漁業を職業として魅力あるものとするため、適正な賃金を確保し、漁業ならではの特性を踏まえつつ、長時間労働を是正するほか、休暇の計画的な取得等働きやすい環境を整備し、ワークライフバランスを実現できるような労働条件を目指す。

⑵　沿岸漁業

全国津々浦々の漁村では様々な沿岸漁業が営まれており、各地域の多様な魚介類を漁獲し、漁村の地域社会・経済を支える重要な産業となっている。

このような沿岸漁業の漁村の地域社会・経済における位置付けを踏まえ、浜プランによる浜ごとの所得向上の取組と併せて、広域浜プランによる競争力強化を図る取組を推進する。

また、水産多面的機能発揮対策交付金や離島漁業再生支援交付金等のような地域政策的施策の実施や、漁村地域が有する豊富な観光資源、地域産品、郷土料理等を活用し、漁観連携、地域ブランド、マーケットイン、インバウンド、交流活動等の取組を浜プランを通じて推進し、漁村地域の活性化を図る。

⑶　沖合漁業

沖合漁業は海面漁業の生産量の約６割を占める水産物供給の主要な漁業であるが、漁獲量の減少や魚価の低迷、我が国周辺で操業する外国漁船との競合や、操業期間や海域等に関する沿岸漁業との調整、高船齢化等が課題となっている。

沖合漁業の漁獲対象の大宗はＴＡＣで管理されているが、沖合漁業の漁獲の中心である多獲性魚類は資源の変動が大きく、有効活用のためには、資源状況に柔軟に対応した操業・水揚げ体制の整備が必要である。

このため、合理的・効率的な操業体制への移行等、漁船漁業の構造改革を引き続き推進するとともに、資源変動に対応した操業・水揚げ体制及び漁業許可制度を検討する。また、生産のみならず、加工・流通・販売・輸出を含めた包括的な構造改革を推進する。